

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百七号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>鶴ヶ島市大字高倉字三角原一二四二番三 地先から同市大字高倉字新右エ門前一 六五番三九地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年三月二十三日 午後二時</p>
<p>備 考</p>	<p>令和五年十月三十一日付け 埼玉県飯能県土整備事務所長 告示第十三号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長六一九・五〇メートル。</p>